

資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
水 道 事 業 会 計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
工 業 用 水 道 事 業 会 計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
公 共 下 水 道 事 業 特 別 会 計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
特定環境保全公共下水道事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
農業集落排水事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
簡易水道事業特別会計	—	令第17条第3号の規定により事業の規模を算定

備考：資金不足が発生していない「資金不足比率」欄にはハイフン（—）を表示しています。